主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

所論一は判例違反をいうけれども、論旨引用の判例は本件に適切でなく、原決定が大審院・昭和一二年(れ)第一一五三号、同年一一月一九日三刑判・集一六巻一五一三頁に則り、原決定の確定した事実関係の下では、本件につき、公然性を欠くものとしたのは相当であつて、論旨は採用し難い。

同二は憲法違反をいうが、その実質は単なる法令違反の主張に帰するのであつて、 特別抗告適法の理由とならない。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項に則り、裁判官全員一致の意見で主文のように決定する。

昭和三四年二月一九日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 下 飠 | 反 坂 | 潤 | 夫 |
|--------|-----|-----|---|---|
| 裁判官 | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官 | λ | 江 | 俊 | 郎 |
| 裁判官 | 高 | 木 | 常 | 七 |